

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 市域の特色 濃尾平野は我が国有数の平野であり、面積1,485 k m²に及び、沖積平野の面積が86%を占めている。沖積平野の地形は3区分され、上流側から「扇状地地帯、自然堤防地帯、三角州地帯」であり、沖積平野の3地形帯が典型的に配列している。

当市は自然堤防地帯に位置し、木曽川、長良川及びその派川による自然堤防の発達が見られる地域であり、自然堤防の多くは弥生時代以降から12、13世紀までの比較的短い期間に形成されたものであることが、記録により確かめられている。

さらに、自然堤防地帯は、自然堤防、後背湿地、旧河道等が微地形として区分される。

これらの微地形は、過去の様々な河川の堆積作用(洪水)により形成されたものであり、それぞれ形成された場や営力が異なる。したがって、各微地形毎に構成土質が変化している。

2 地形条件 当市は北緯 35 度 14 分から 35 度 21 分、東経 136 度 39 分から 136 度 45 分にあつて、岐阜県の南西に位置する。濃尾平野の北西部に位置し、東は木曽川を境として愛知県、西は長良川を隔て大垣市、安八郡及び海津市に接している。南は木曽川と長良川の併流によってV字型に囲まれ、北は羽島郡と岐阜市に接している。太古、この辺りは北の山岳部と地続きであったが、新生代の第三期に土地の陥没により海の中に沈降した。その後、川上から運ばれた多くの土砂が堆積し、次第に陸地が形成された低湿地である。

3 気象条件 当市は、比較的温暖(年平均 16.5 度)な気候で、冬は北西の風が多い。年間平均湿度 71.5% 年間降雨量 1494.0mm 年間の平均風速は 2.5m/S である。

4 予想される災害状況

当市において将来予想される災害の状況はおおむね次のとおりである。

①水害

羽島市は木曽川、長良川に挟まれ、北部は標高6m、南部においては標高4mの低地帯に位置する地形条件から過去多くの水害が発生した。

昭和34年9月の伊勢湾台風以降、河川改修及び排水機の増改設等対策が進められているが、その後も浸水被害等が発生しており、近年の局地的豪雨の頻発等から、今後も水害の発生が予想される。

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域はおろか、羽島市全体で0.5～3mを超える浸水が予想されている。特に長良川が決壊し浸水した場合、東海道新幹線沿いより南に関しては、5～10mの浸水が予想されている。

(羽島市洪水ハザードマップ <https://www.city.hashima.lg.jp/0000012857.html>)

②地震

(ア) 巨大地震 海溝型地震

南海トラフの巨大地震

平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて、南海トラフ沿いにおいて想定し得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計している。震度分布を推計する強震断層モデルの Mw (モーメントマグニチュード) は 9.0 が確定値とされ、これに基づき、平成24年3月に公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について (第一次報告)」において、当市では最大で震度6強の揺れが予想された。

液状化については、市内全域において、「液状化が発生する可能性が高い」と予測されている。

(イ) 内陸直下型地震

A. 養老-桑名-四日市断層帯地震

「養老-桑名-四日市断層帯」は養老町から三重県四日市市に及ぶ断層 (約57 k m) であり内陸直下型地震の震源域として、当市に最も影響があると考えられる。

震度については、市内のほとんどの地域において、震度6強の揺れが予想されている。

液状化については、市内全域において、「液状化が発生する可能性が高い」と予測されている。

B. 阿寺断層系地震

「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層 (約70 k m) であり、内陸直下型地震の震源域として当市にも影響があると考えられる。

C. 跡津川断層地震

「跡津川断層」は、飛騨市から富山市に及ぶ断層 (約69 k m) であり、内陸直下型地震の震源域として当市にも影響があると考えられる。

D. 高山・大原断層帯地震

「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層 (約48 k m) であり、内陸直下型地震の震源域として当市にも影響があると考えられる。

各地震の被害想定調査結果は、下記より参照。

「平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」

(<https://www.city.hashima.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6320/2.pdf>)

各地震における羽島市の被害想定は、「羽島市地域防災計画 (地震対策計画)」

(<https://www.city.hashima.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6320/2.pdf>)

地震-17 参照)

③その他の災害

(火災)

市地域のうち竹鼻町及び江吉良町地内の市街地においては、特に木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあつては、大規模火災の発生が予想される。

(風 害)

台風による被害は沿海地域に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近、または通過する場合は、相当規模の被害の発生が予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

5 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,625人（平成28年度経済センサス活動調査）
- ・小規模事業者数 2,057人（平成28年度経済センサス活動調査）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業者分布		
			北部	中部	南部
農林漁業	6	6	54.5%	0%	45.5%
建設業	307	288	41.7%	36.1%	22.2%
製造業	587	534	41.1%	34.5%	24.3%
情報通信業	14	10	11.1%	77.8%	11.1%
運輸業、郵便業	53	29	42.3%	38.5%	19.2%
卸売業、小売業	644	425	26.9%	59.4%	13.8%
金融業、保険業	35	27	16.0%	76.0%	8.0%
不動産業、物品賃貸業	100	87	29.1%	63.1%	7.8%
学術研究、専門技術サービス業	88	65	43.6%	48.7%	7.7%
宿泊業、飲食サービス業	305	205	32.3%	59.6%	8.1%
生活関連サービス業、娯楽業	225	194	31.9%	57.6%	10.5%
教育・学習支援業	87	65	45.5%	45.5%	9.1%
医療、福祉	55	50	35.8%	43.2%	21.0%
複合サービス業	5	3	0%	100%	0%
サービス業<他に分類されないもの>	114	69	45.7%	38.0%	16.3%
合計	2,625	2,057	36.7%	46.1%	17.2%

※事業者分布は羽島商工会議所令和2年8月現在のデータベースを基に算出。

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

■当市は、卸売業、小売業が最も多く、製造業・建設業・宿泊業、飲食サービス業が多い。情報通信業・金融業・保険業は市内中部に多く、建設業・製造業・医療、福祉は市内にほぼ均等に分布している。

南部は北部・中部に比べ農林漁業を除き全業種とも事業者数が少ない。

(1) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・羽島市地域防災計画の策定（令和3年3月改訂版）

- ・総合防災訓練の実施（年1回実施 令和2年度は、令和2年9月27日に実施）

- ・羽島市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の策定（令和2年4月7日）

- ・洪水ハザードマップを全世帯に配布（令和2年3月作成、令和2年6月配布）

- ・他自治体との災害時相互応援協定
 - 京都府向日市（平成 8年 1月10日）
 - 奈良県桜井市（平成 8年 4月19日）
 - 三重県鈴鹿市（平成19年11月29日）
 - 福井県南越前町（平成23年 7月 2日）
 - 茨城県守谷市（平成26年 9月 1日）
 - 長野県須坂市（平成26年10月31日）
 - 大阪府阪南市（平成28年 4月15日）
 - 山形県村山市（平成28年 4月20日）

- ・羽島市防災ステーションの設置
 - 【所在地】〒501-6315 羽島市下中町石田701番地
 - 【建物概要】鉄骨造2階建 延床面積1384㎡
 - 【供用開始】平成23年度

- ・LINEを活用し情報発信（令和2年7月28日より）

LINEにて羽島市公式アカウントを開設し、災害発生時には、警報等の発令情報や避難所の開設情報など、登録者に通知する。また、トーク画面下部に防災のメニューを設定し避難所ナビ・ハザードマップなど防災情報を掲載している。

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、マスク・消毒液等の備蓄

- ・防災対策物資の備蓄

■防災備蓄物資一覧表

羽島市地域防災計画より抜粋

備蓄品	数量	備考
食料	51,040食	アルファ化米・バランスクッキー 他
水	8,517本	2ℓ : 597本、500ml : 7,920本
おむつ乳幼児用	14,416枚	
おむつ高齢者用	1,160枚	
生理用品	8,063枚	
毛布	5,051枚	
アルミ蒸着シート	1,000枚	
パーテーション	276張	WT120 : 224張、WT140 : 4張 WT180 : 48
投光器	67基	従来型、バルーン型、LED型
発電機ガソリン式	48基	小型、中型、大型
発電機ガソリン式井戸用	15基	
災害時井戸備品	19	ポンプ、給水栓
男性用簡易トイレ	61個	
仮設トイレ車いす対応	38個	新型、旧型
マルチトイレ	20個	手すり+NEED、 手すり+トイレ+パーソナルテント
簡易トイレ	155個	
ワンタッチテント	122張	
凝固剤	35,100個	
炊き出し	23式	
バール	186本	
ハンマー	57本	
ツルハシ	86本	
オノ	30本	
トビ	34本	
ノコギリ	91本	
クリッパー	19本	
スコップ	76本	
ブルーシート	277枚	
携行缶	22個	
ガソリン缶 (1L)	408個	
リヤカー	4台	
コードリール	40個	

市役所・各小中学校・義務教育学校・各コミュニティーセンター・公園等に設置。

2) 当所の取組

①家族を守るチェックリストの作成及び配布

平成17年10月 3,000部作成 会報付録にて配布
平成23年8月 1,500部作成 会報付録にて配布
この他、新規会員加入手続き時に配布。

②中小機構主催の事業継続力強化計画無料策定支援のパンフレットを会員に配布

令和2年11月 1,500部 会報付録にて配布。

③セミナー等の開催

ア)「わかりやすいBCP（事業継続計画）」

ー東日本大震災で学んだ教訓を自社のBCPに如何に取込むかー

講師：足立育雄氏

岐阜県BCP研究会会員・NPO 法人事業継続推進機構認定初級管理者員

平成23年8月4日、第94回常議員会議終了後実施。参加者22名。

イ) 社会福祉BCP（事業継続計画）ネットワーク研修会

社会福祉BCPと地域連携 ～福祉事業者と企業、行政の役割～

講師：足立育雄 岐阜羽島ボランティア協会BCP顧問

平成25年11月20日実施。参加者20名。

ウ) 訓練から入る岐阜県モデルBCP策定講座

第1回：平成26年 1月17日（金）

第2回：平成26年 1月29日（水）

（両日で参加者 延べ6名。）

④羽島市総合防災訓練への参加と防災グッズ特設コーナーの設置

平成24年8月26日（日） 市立竹鼻中学校

出展企業 4社。

⑤防災用備品を事務所に設置

平成19年9月持ち出し袋8個設置。

防災備品を備蓄（スコップ・懐中電灯・避難防災袋8袋を館内に設置）

平成27年1月、令和3年1月に食糧・水入れ替え。

⑥県下商工会議所経営指導員を対象とした事業者BCPに関する研修会に参加

令和元年10月～12月：計6名。

II 課題

(1) 災害に関する意識・関心

当地区内では、地震や水害など様々な災害リスクが想定されているが、総じて防災意識が不足している。

中小企業庁のホームページにおいて公表（令和3年3月末日時点）されている岐阜県の事業継続力強化計画認定企業数は550件で、当市内の認定企業数は6件となっている。

このことから、当市における防災・減災に対する関心が不十分であり、制度についての認知度も低いことが窺える。

(2) 感染症に対する意識・関心

これまで想定されていなかった対策事項であり現在のところ危機意識は高い。

外部環境となる人的制度や規制などに左右され易い。

地区内小規模事業者に対し、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが必要である。

(3) 商工会議所の支援体制

当所が事業継続力強化支援を始めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な支援を行うための人員が十分ではない。

(4) 商工会議所自身の事業継続計画

当所としてもBCPを作成しておらず、事業継続力強化の支援を行う立場としては早急に作成する必要がある。

(5) 市と商工会議所の連携について

災害等の緊急時に、当市と当所の連絡方法など、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。

III 目標

羽島市地域防災計画、羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画、羽島市新型コロナウイルス感染症対策行動計画などに基づき、いつでも・どこでも発生し得る自然災害等に備えた市内事業者に対する事前防災や事後の早急な対応・復旧等の対策について、市・商工会議所が一体となって取り組むこととし、特に、小規模事業者に対して、事業活動の中断を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。

(1) 小規模事業者の総合的（自然災害・感染症等）な防災意識の向上に努める。

(2) 平準化した対応策等の周知に努める。

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を行う。

(目標件数)

- ・ 事業継続力強化支援 巡回指導件数 年：50件
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催 年：1回
- ・ 事業者BCP作成支援事業者数 年：20事業者
- ・ 事業者BCP作成事業者数 年：10事業者

(3) 商工会議所の支援体制の強化を図るための人員確保、およびBCPに関するセミナー等の積極的な参加によるスキルアップに努める。

(4) 速やかに商工会議所自身の事業継続計画を作成する。

(5) 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルート構築を行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年10月1日 ～ 令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和3年3月に改訂された「羽島市地域防災計画」や令和2年4月に策定された「羽島市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(自然災害等全般に関して)

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(感染症等関係)

- ・感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等について、事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所の支援体制の強化

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、商工会議所の支援能力を高めるための研修を実施する。

- ・連携・協力機関との情報交換を行う。
- ・定期的な支援体制の検討と検証を行う。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和4年4月までに事業継続計画の作成を行う。

4) 関係団体等の連携

- ・専門家を派遣し、会員事業所以外も対象とする啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険・損害保険・感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・市内自治会掲示板、市内金融機関への普及啓発ポスター掲示依頼や損害保険会社との共催によるセミナー等を実施する。

5) フォローアップ

- ・セミナーや巡回指導等により、事業者BCPの策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況を確認する。
- ・(仮称)羽島市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・自然災害（マグニチュード7以上の地震）が発生したと仮定し、当所と当市との連携体制の確認等を行う。（(仮称)羽島市事業継続力強化支援協議会で必要であるとした場合には訓練は実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

(自然災害等全般に関して)

- ・発生直後に職員の安否確認を行い、出勤可否、家屋被害や道路状況等を当所と当市で共有する。

■ 安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
羽島市商工観光課	職員：発災後1時間以内、SNS、電話
羽島商工会議所	職員：発災後1時間以内、SNS・携帯電話 正副会頭：3時間以内、携帯電話 議員：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとに安否確認

■安否確認結果の窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
羽島市商工観光課	課長	課長補佐
羽島商工会議所	事務局長	中小企業相談所長

(感染症等関係)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

(自然災害等全般に関して)

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨においては、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

■被害状況の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がほぼない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回
1週間～2週間	1日に2回
2週間～1ヶ月	1日に1回
1カ月以降	2日に1回

(感染症等関係)

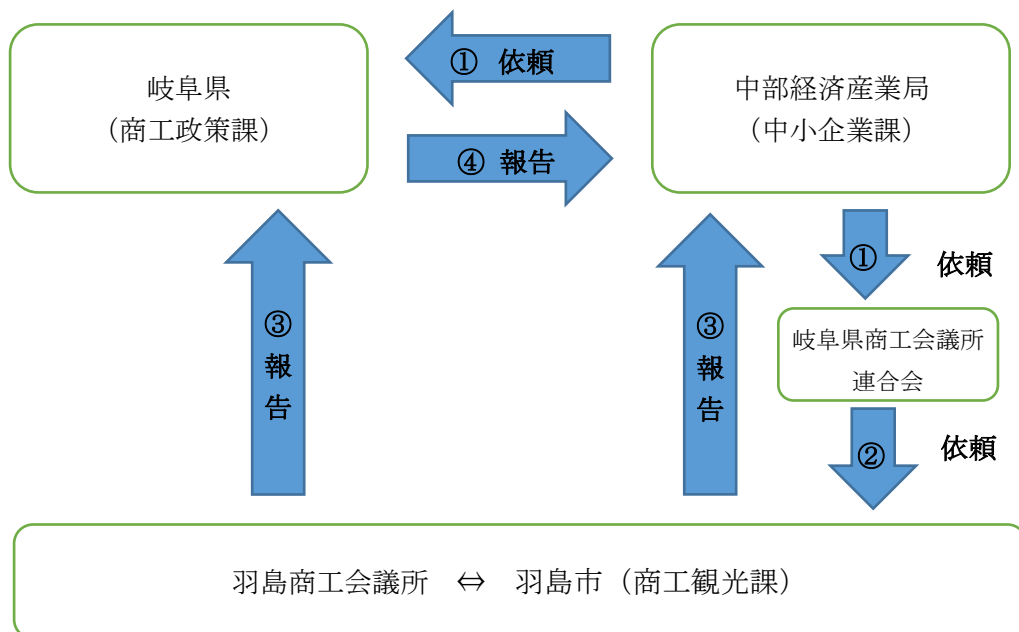
- ・「羽島市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

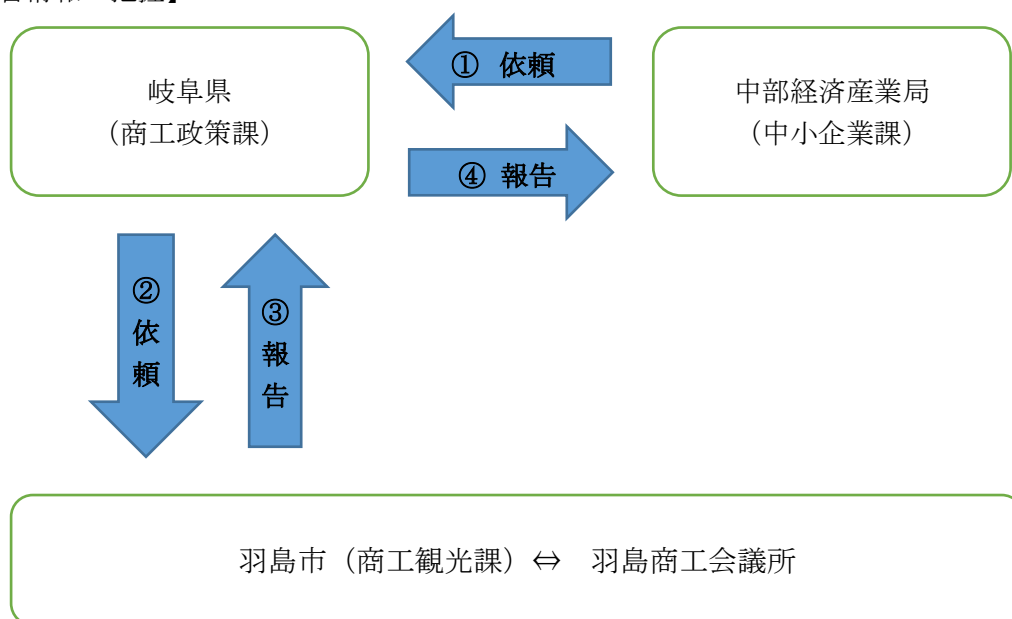
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて制限等を決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

< 被害情報報告の流れ >

【初動対応】



【被害情報の把握】



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、羽島市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

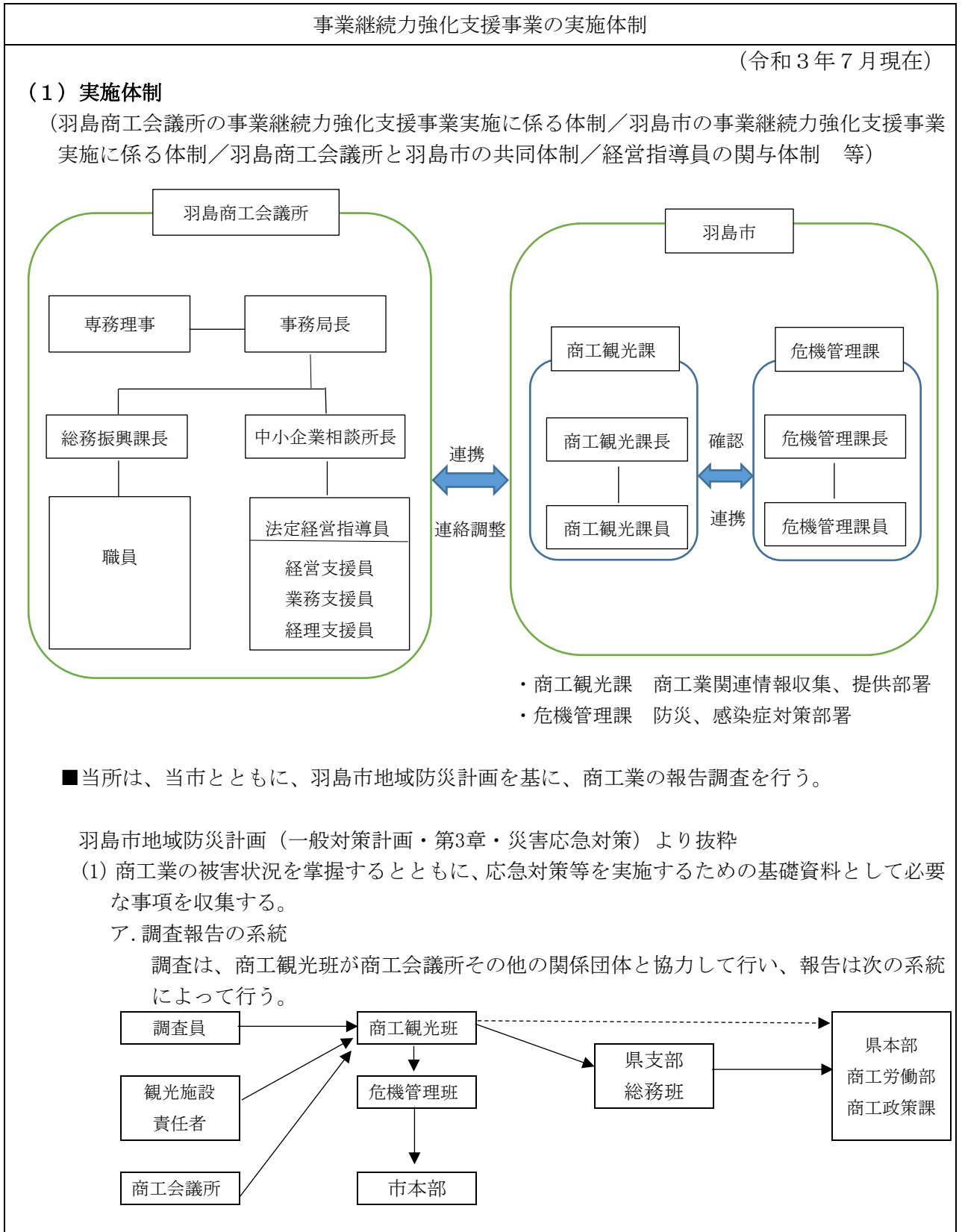
- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 伊藤 克彦 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

羽島商工会議所 中小企業相談所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地

T E L : 058-392-9664 F A X : 058-392-6708

E-mail : info@hashima-cci.or.jp

②関係市町村

羽島市 産業振興部 商工観光課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

T E L : 058-392-9943 F A X : 058-391-0905

E-mail : shoko@city.hashima.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
協議会運営費	15	15	15	15	15
セミナー開催費	290	290	290	290	290
パンフ・チラシ作成費	25	25	25	25	25
研修・訓練実施費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
(予定) 岐阜県補助金、羽島市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等